

福岡県医発第2241号(地)

平成16年3月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 関 原 敬 次 郎



特別医療法人制度の改正について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、平成10年4月1日より施行されております特別医療法人制度について、要件を緩和し、収益業務の範囲を拡大するとともに、自己資本比率を引き上げたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



平成 1 6 年 3 月 1 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄 孝

特別医療法人制度の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特別医療法人制度の改正につきましては、昨年 1 1 月 5 日付で関係省令及び告示が公布、施行されておりましたが、今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に關係通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

本件は、平成 1 0 年に創設された特別医療法人制度について、要件を緩和し、収益業務の範囲を拡大するとともに、自己資本比率に係る要件を引き上げるものです。

まず、特別医療法人の要件の緩和では、医療提供に関し、従来の基準に定める病床を有している場合に限らず、救急医療機関や療養病床が病床数の 5 0 %以上の医療機関等である場合にも認めるなど大幅になされております。また、収入金額に係る要件（社会保険診療収入が全体の 8 割超）に関し、健康増進事業実施者による健康診査に係る収入を社会保険診療に係る収入としております。

次に、特別医療法人の行える収益業務の種類を医療関連に限定していた従来の規定を改め、運輸業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等、広範に認めております。なお、社会的信用の保持、投機的経営の禁止、医療機関業務の円滑遂行の確保、他者への名義貸与等の禁止等の要件は、従前どおり適用されます。

他方で、医業経営の安定的運営の確保を図るため、自己資本比率を 2 0 %から 3 0 %に引き上げております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

健政発第 8 0 2 号
平成 1 0 年 7 月 6 日
平成 1 6 年 3 月 1 日
一部改正

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

特別医療法人について

平成 9 年 1 2 月 1 7 日付けで公布された医療法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 1 2 5 号）のうち、特別医療法人に関する規定については、本年 3 月 2 0 日付けで公布された医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 1 0 年政令第 4 5 号。別添 1 参照）により、本年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い、医療法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 1 0 年政令第 4 6 号。別添 2 参照）が本年 3 月 2 0 日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 1 0 年厚生省令第 3 5 号。別添 3 参照）が本年 3 月 2 7 日付けでそれぞれ公布され、本年 4 月 1 日より施行されたところである。併せて、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成 1 0 年厚生省告示第 1 0 8 号。別添 4 参照）が本年 3 月 2 7 日付けで告示され、本年 4 月 1 日から施行されたところである。

特別医療法人制度の創設に係るこれらの措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については左記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人については、今回の趣旨に鑑み、その指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第 1 特別医療法人制度の趣旨

医療法人制度は、医療機関の開設主体を法人化することにより、医療の永続性及び継続性並びに資金の集積性を確保し、もって私人による医療機関の経営を容易にすることを目的として、昭和 2 5 年に創設され、現在、医療法人は、我が国の医療の最も有力な提供主体となっている。

近年、地域における民間医療機関の重要性の増大、医療機関の経営の悪化等医療を取り巻く環境が変化している中で、地域において重要な役割を果たしている民間医療機関の経営の安定性の確保等が求められている。

このため、一定の要件を満たし公的な運営が確保されている医療法人を特別医療法人として位置づけ、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施することができるものとし、地域における医療の安定的な提供体制を整備するものである。

第2 特別医療法人の要件

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第44条又は第50条の規定により、医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可を行うにあたり、当該医療法人が、法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当する場合又は特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる要件に該当するかどうかについて審査を行うものとする。

また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の36第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

1 法人の種別について（規則第30条の35第1項第1号）

財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。

2 医療施設について（規則第30条の35第1項第2号）

当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) に掲げる病床のいずれかを含み、又は に掲げる病院又は診療所であること。
次に掲げる病床のいずれかを含む病院又は診療所であること。

ア 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれらに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

イ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

ウ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機

能に係る病床

エ 精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診断機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

オ 治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

カ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床

キ 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ク 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ケ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

次に掲げる病院であること。

イ 平成13年5月16日健政発第529号厚生省健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に規定するへき地医療拠点病院

ロ 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に規定する次に掲げる病院

(1) 病院群輪番制等に参加している病院

(2) 共同利用型病院

(3) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

ハ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に規定する地域医療研修施設

ニ 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に規定する腎移植施設

ホ 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に規定する老人デイケア施設

ヘ 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に規定する共同利用施設

ト 平成4年12月18日健政発第812号厚生省健康政策局長通知「患者環境改善施設整備事業の実施について」に規定する患者環境改善施設整備事業実施病院

チ 昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」に規定する次に掲げる病院

(1) 教育病院

(2) 不採算地区病院（ただし、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財

政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項の規定に基づく指定を受けた地域を有する市町村の区域に所在する病院を除く。）

(3) 周産期医療施設

- リ 平成６年６月２３日健政発第４９５号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設の整備について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院
- ヌ 健康保険法施行規則（大正１５年内務省令第３６号）第６９条に規定する訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の事業を実施している病院
- ル 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院
- ロ 基本診療料の施設基準等（平成１２年３月１７日厚生省告示第６７号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院
- ワ 外来患者に係る院外処方箋の割合が３０パーセント以上の病院
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第１９条の８の規定に基づく指定を受けた病院
- コ 特掲診療の施設基準等（平成１２年厚生省告示第６８号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科デイケアを行う病院
- ク 平成４年７月２７日健医発第９０２号厚生省保健医療局長通知「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」に規定する精神障害者地域生活援助事業を実施している精神病院
- ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５０条第２項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院
- コ 昭和５７年４月１６日衛発第３６０号厚生省公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に規定する精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神病院
- ツ 平成１２年３月３１日障第２５１号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に対し協力及び支援を行っている精神病院
- ネ 病床数の５０パーセント以上が療養病床である病院
次のいずれかに該当する診療所であること。
- イ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項又は過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項の規定に基づく指定を受けた地域を含む市町村の区域に所在する診療所（当該市町村の区域に病院が存在しない場合に限る）
- ロ 基準病床数に比べて１０パーセント以上病床が不足している二次医療圏

(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。)内の区域に所在する診療所

ハ 救急告示診療所(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づく認定を受けた診療所をいう。)又は平成10年6月1日健政発第689号厚生省健康政策局長通知「医療計画について」に規定する初期救急医療施設であって、休日及び夜間における救急医療の確保のために診療を行っている診療所

ニ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所

ホ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た寝たきり老人在宅総合診療を行う診療所

ヘ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所

ト 訪問看護ステーションの事業を実施している診療所

チ 外来患者に係る院外処方箋の割合が30パーセント以上の診療所

リ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアを行う診療所

ヌ 病床数の50パーセント以上が療養病床である診療所

(2) 当該医療法人の開設する病院又は診療所が、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。

患者40人以上の収容施設を有する病院であること。

救急病院等と定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けている病院であること。

もつぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行なう病院で患者30人以上の収容施設を有するものであること。

救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急診療所である旨を告示された診療所であつて患者15人以上の収容施設を有するものであること。

3 法人の業務について(規則第30条の35第1項第3号)

規則第30条の35第1項第3号イの社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療若しくは助産をいうものであること。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第22条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同

じ。)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。以下同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第27条の6第4項の規定による通知に係る同項の書面の写しにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給される被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、結核予防法(昭和26年法律第96号)又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の規定に基づく医療

(4) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく医療(同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によって老人保健施設療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る施設療養又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。)

4 法令違反等の事実について(規則第30条の35第1項第4号)

規則第30条の25第1項第4号の要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 法、医師法(昭和23年法律第201号)等の違反の事実が確認されていないこ

と。

(2) 健康保険法等医療保険関係法令等違反の事実が確認されていないこと。

(3) 法第30条の7の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた事実が確認されていないこと。

5 特別利益の供与について（規則第30条の35第1項第5号）

規則第30条の35第1項第5号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 寄附行為又は定款において、規則第30条の35第1項第5号に規定する者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

(2) 当該法人が、規則第30条の35第1項第5号に規定する者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合。

当該法人の所有する土地をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

当該法人の他の従業員に比べて有利な条件で、これらの者に金銭を貸付をすること。

当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。

これらの者から所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から病院等の業務の用に供するとは認められない財産を取得すること。

これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比べて過大な給与等を支払うこと。

これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引き受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引き受けを除く。）をすること。

病院等の業務を、主として、又は不公正な方法によりこれらの者に与えること。

6 医療法人の組織及び運営について

医療法人の組織及び運営については、次によるものとする。

(1) 寄附行為又は定款において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下(1)において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれら

と次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は 次に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

当該親族関係を有する役員等及び から までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者

ア 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

イ 当該親族関係を有する役員等及び から までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

(2) 次に掲げる医療法人の種別に応じ、寄附行為又は定款においてそれぞれ次に掲げる事項が定められているものとする。

財団である医療法人

ア 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

イ 事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の二倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

ウ 理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により、評議員は理事会の議決により選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。

エ 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。

(ア) 重要事項の決定

次に掲げる事項の決定は、理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

- ・ 収支予算（事業計画を含む。）
- ・ 収支決算（事業報告を含む。）
- ・ 基本財産の処分
- ・ 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 解散及び合併
- ・ 付帯業務又は収益業務に関する重要な事項

(イ) その他の事項の決定

上記(ア)に掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

オ 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数（評議員現在数）の過半数の議決を必要とすること。

カ 右記エ及びオの議事の表決を行う場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

キ 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

社団である医療法人

ア 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

イ 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。

ウ 理事会における議事の決定は、オに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

エ 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席者員の過半数の議決を必要とすること。

オ 次に掲げる事項（カにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、（オ）及び（カ）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とすること。

（ア） 収支予算（事業計画を含む。）

（イ） 収支決算（事業報告を含む。）

（ウ） 基本財産の処分

（エ） 借入金（その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

（オ） 定款の変更

（カ） 解散及び合併

（キ） 附帯業務及び収益業務に関する重要な事項

カ 社員総会のほかに、事業の管理運営に関する事項を審議するための評議員会などの制度が設けられていること。また、右記オの（オ）及び（カ）以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については、次によること。

（ア） 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

（イ） 構成員の選任については、上記イに準じて定められていること。

（ウ） 議事の決定については、原則として構成員総数の過半数の議決を必要とすること。

キ 上記ウからカまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者と見なすことができるが、他の者を代理人と表決を委任することはできないこと。

ク 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

- (3) 当該医療法人の運営が、法令及び寄附行為又は定款に基づき適正に行われていること。
- (4) 当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

第3 収益業務の実施

1 収益業務の範囲等

- (1) 特別医療法人が行う収益業務については、次に掲げる要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、規則第30条の35第1項第3号の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意するものであること。

一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないものであること。

経営が投機的に行われるものでないこと。

当該業務を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないものであること。

当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

- (2) 告示第2条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）を参照されたいこと。

- (3) (2)に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であつ

て、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

及び において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、又は の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、又は の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

2 関係法令の遵守

収益業務の実施に当たっては、医療法の規定に基づく定款変更等のみではなく、それぞれの行う業務に係る関係諸法令を遵守し、許可、届出等の手続きに遺漏がないように留意するものであること。

また、収益業務を定款等に記載する場合には、具体的に記載するものとする。

3 区分経理

特別医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産、負債及び資本に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

4 定款等の変更等

(1) 特別医療法人が新たに収益業務を行う場合にあっては、医療法第42条第2項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、規則第32条第4項の規定により行うものとする。

5 収益業務の実施に当たっての留意事項

収益業務の実施に当たっては、収益業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化したり、医療業務に必要な範囲を超えて収益業務の収入が確保されているなど法人の収益業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は老人保健施設の経営に支障が生ずることのないよう、また、不公正取引を禁じる経済法規等に違反

しているおそれがあるなどの社会的批判が惹起されないよう留意するものであること。例えば、収益業務の開始後概ね2年間を経過した後に、収益業務を行う特別医療法人の収益が、収益業務を行う前に比較し悪化した場合において、その収益悪化について、収益業務の開始以外の特段の理由が存在しない場合は、必要に応じ、法第64条第1項及び第2項、法第64条の2並びに法第66条の規定を適用することができるものであること。

第4 その他

1 特別医療法人の定款例及び寄附行為例について

特別医療法人の定款例及び寄附行為例を別紙のとおり定めることとしたこと。

2 税務当局への届出について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更がなされたときは、当該特別医療法人は、設立の日又は定款等の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事（厚生労働大臣）の設立認可書又は定款変更等認可書に定款等の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

3 特別医療法人に対する財産の提供について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更に伴い、特別医療法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の承認を受けようとする者は、当該贈与又は遺贈があった日から3か月以内に、納税地の所轄税務署を経由して承認申請書等を提出する必要があること。

この場合において、特別医療法人の設立の場合にあっては、特別医療法人を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会において、法人の設立登記の日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、特別医療法人とするための定款等の変更の場合にあっては、当該法人の理事会等権限ある機関において、定款等の変更認可がなされた日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、国税庁長官の承認を受けるものとする。

特別医療法人の定款例 - 1

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を営するほか、医療法第42条第1項の規定により、次の業務を行う。

(1) 〇〇看護師養成所の設置・経営

(2) 〇〇訪問看護ステーションの設置・経営

第6条 本社は、第4条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第42条第2項の規定により、次の収益業務を行う。

(1) 駐車場業

(2) 料理品小売業

第3章 社員

第7条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第8条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第9条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第10条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第11条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第4章 役員

第12条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 〇名

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがあってはならない。

5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1以下を越えて含まれてはならない。

6 監事には、この法人の理事（これら親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第14条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本団の常務を処理する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第15条の2 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

第5章 評議員

第16条 本団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第17条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の2倍の数を下ることがあってはならない。

3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評

議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5 評議員には第15条の2の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第18条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第19条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第6章 会議

第20条 本社の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第21条 定時会議は、毎年2回、3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第22条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第23条 社員総会及び評議員会は、社員現在数及び評議員現在数の2分の1以上の者が、理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が、それぞれ出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第24条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3 前年度事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年5月
5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 社員の入社及び除名 9 理事、監事の選任、辞任の承認 10 本社の解散及び合併	随時

1 1	定款第 5 条に関する事項	
1 2	重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、別段の定めあるもののほかは、社員の 2 分の 1 以上が出席し、その 2 分の 1 以上の賛成による承認を受けねばならない。

第 2 5 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月
3 前年度事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5 月
5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 本団体の解散及び合併 9 定款第 5 条に関する事項 1 0 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

2 前項の会議の議事は、評議員現在数の 2 分の 1 の同意を得なければならない。

第 2 6 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 2 7 条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 2 8 条 第 2 4 条第 1 項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事現在数の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 2 9 条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数
- (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議案の件名

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第30条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第7章 資産及び会計

第31条 本社の資産は次のとおりとする。

(1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）

(2) 本社に寄附された財産

(3) 本社の資産から生ずる果実

(4) 本社の事業に伴う収入

(5) その他の収入

第32条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) ……

(2) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第33条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。

第34条 本社の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第35条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第36条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第37条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第38条 本社の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。

第39条 決算の結果、剰余金が生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第24条、第25条及び第28条の手続きを経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得なければ変更することができない。

第 4 1 条 本社は、第 3 条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 8 条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

第 4 2 条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第 4 3 条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は他の特別医療法人に帰属せしめるものとする。

第 9 章 雑則

第 4 4 条 本会社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

第 4 5 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

附 則

本会社設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

特別医療法人の定款例 - 2

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營するほか、医療法第42条第1項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 〇〇看護師養成所の設置・經營
- (2) 〇〇訪問看護ステーションの設置・經營

第6条 本社は、第4条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第42条第2項の規定により、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 社員

第7条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第8条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第9条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第10条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第11条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第4章 役員

第12条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上○名以内

うち理事長1名

常務理事○名

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがあってはならない。

5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1以下を越えて含まれてはならない。

6 監事には、この法人の理事（これら親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第14条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本団の常務を処理する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第15条の2 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が決める。

第5章 評議員

第17条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の2倍の数を下ることがあってはならない。

3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の

3分の1を超えて含まれてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5 評議員には第15条の2の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第18条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第19条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第6章 会議

第20条 本社の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第21条 定時会議は、毎年2回、3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第22条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第23条 社員総会及び評議員会は、社員現在数及び評議員現在数の2分の1以上の者が、理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が、それぞれ出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第24条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3 前年度事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年5月
5 定款の変更 6 基本財産の譲渡、交換、担保の提供、又は運用財産への繰り入れ 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 1, 2, 6及び7に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄	随時

9 社員の入社及び除名 10 理事、監事の選任、辞任の承認 11 本社の解散及び合併 12 定款第5条及び第6条に関する事項 13 その他この法人の業務等に関する重要事項で理事会において必要と認めて付議する事項	
---	--

2 前項の会議の議事のうち5及び11に定めるものについては、社員現在数の4分の3以上の同意を、それ以外のものについては、社員現在数の2分の1以上が出席し、その2分の1以上の同意を、それぞれ得なければならない。

第25条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3 前年度事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年5月
5 定款の変更 6 基本財産の譲渡、交換、担保の提供、又は運用財産の繰り入れ 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 1, 2, 6及び7に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄 9 本社の解散及び合併 10 定款第5条及び第6条に関する事項 11 その他この法人の業務等に関する重要事項で理事会において必要と認めて付議する事項	随時

2 前項の会議の議事は、評議員現在数の過半数の同意を得なければならない。

第26条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第27条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第28条 第24条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数
- (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第30条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第7章 資産及び会計

第31条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 本社の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)
- (2) 本社に寄附された財産
- (3) 本社の資産から生ずる果実
- (4) 本社の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第32条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)
- (2)

2 基本財産は譲渡、交換、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、特別の理由のある場合には、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、かつ、
〇〇県知事(厚生労働大臣)の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第33条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。

第34条 本社の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第35条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第36条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て定める。

第37条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第38条 本社の事業報告書及び決算については理事長が作成し、監事の監査を経た上

で、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。

第39条 決算の結果、剰余金が生じたときは、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第23条から第25条及び第28条の手続きを経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得なければ変更することができない。

第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第23条から第25条及び第28条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

第42条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第43条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は他の特別医療法人に帰属せしめるものとする。

第9章 雑則

第44条 本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

附 則

本会社設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

特別医療法人の寄附行為例 - 1

医療法人〇〇会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營するほか、医療法第42条の第1項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 〇〇看護師養成所の設置・經營
- (2) 〇〇訪問看護ステーションの設置・經營

第6条 本財団は、第4条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第42条第2項の規定により、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 役員

第7条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
常務理事〇名
- (2) 監事 2名以上

第8条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

- 2 理事長のみが本財団を代表する。
- 3 理事長は本財団の業務を総理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合は

この限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
- 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがあってはならない。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、現在理事数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 理事は、本財団の常務を処理する。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 8 監事は、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 評議員

第11条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第12条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の2倍の数を下ることがあってはならない。
- 3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。
- 5 評議員には第10条の2の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えてるものとする。

第13条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第14条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第5章 会議

第15条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第16条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第17条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる

事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第18条 理事会及び評議員会は、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第19条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3 前年度の事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年5月
5 寄附行為の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 本財団の解散及び合併 9 理事及び監事の選任 10 寄附行為第5条及び第6条に関する事項 11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

2 前項の会議の議事は、別段の定めのあるもののほか、評議員現在数の2分の1以上の同意を得なければならない。

第20条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第21条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第22条 第19条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事現在数の過半数で決する。可否同数のときは、議決の決するところによる。

第23条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 理事及び評議員の現員数
- (3) 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第24条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第6章 資産及び会計

第25条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本財団に寄附された財産
- (3) 本財団の資産から生ずる果実
- (4) 本財団の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第26条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)
- (2)
- (3)

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第27条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第28条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第29条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第30条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第31条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第32条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。

第33条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

第34条 この寄附行為は、第19条及び第22条の手続きを経、かつ、〇〇県知事（厚

生労働大臣)の認可を得なければ変更することができない。

第35条 本財団は、○○○○○の場合は、第19条及び第22条の手続きを経た上、○
○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて解散することができる。

第36条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決
によって評議員の中からこれを選任することができる。

第37条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療
法人に帰属せしめるものとする。

第8章 雑則

第38条 本財団の公告は、○○新聞(官報)によって行う。

第39条 この奇附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

特別医療法人の寄附行為例 - 2

医療法人〇〇会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。)

第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營するほか、医療法第42条の第1項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 〇〇看護師養成所の設置・經營
- (2) 〇〇訪問看護ステーションの設置・經營

第6条 本財団は、第4条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第42条第2項の規定により、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 役員

第7条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
常務理事〇名
- (2) 監事 2名以上

第8条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 理事長のみが本財団を代表する。

3 理事長は本財団の業務を総理する。

4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。
 - 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
 - 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがあってはならない。
 - 5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、現在理事数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 6 理事は、本財団の常務を処理する。
 - 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
 - 8 監事は、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする
 - 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 第10条の2 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。
- 2 常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第4章 評議員

- 第11条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。
- 第12条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の2倍の数を下ることがあってはならない。
 - 3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。
 - 5 評議員には第10条の2の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えてるものとする。
- 第13条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第14条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第5章 会議

- 第15条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第16条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第17条 会議は、理事長がこれを招集する。本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

2 その会議を構成する理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第18条 理事会及び評議員会は、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第19条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3 前年度の事業報告及び決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年5月
5 寄附行為の変更 6 基本財産の譲渡、交換、担保の提供、又は運用財産への繰り入れ 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 1, 2, 6及び7に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄 9 本財団の解散及び合併 10 理事及び監事の選任 11 寄附行為第5条及び第6条に関する事項 12 その他この法人の業務等に関する重要事項で理事会において必要と認めて付議する事項	随時

2 前項の会議の議事は、評議員現在数の過半数の同意を得なければならない。

第20条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第21条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第22条 第19条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事現在数の3分

の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事現在数の過半数で決する。可否同数のときは、議決の決するところによる。

第23条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 理事及び評議員の現員数
- (3) 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第24条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第6章 資産及び会計

第25条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本財団に寄附された財産
- (3) 本財団の資産から生ずる果実
- (4) 本財団の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第26条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。

- (1)
- (2)
- (3)

2 基本財産は譲渡、交換、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、特別の理由のある場合には、第18条、第19条及び第22条の手続きを経て、かつ、
〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第27条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第28条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第29条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第30条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第18条、第19条及び第22条の手続きを経て定める。

- 第 3 1 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。
- 第 3 2 条 本財団の事業報告書及び決算については理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 2 条の手続きを経て、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。
- 第 3 3 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 2 条の手続きを経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

- 第 3 4 条 この寄附行為は、第 1 8 条及び第 1 9 条及び第 2 2 条の手続きを経て、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得なければ変更することができない。
- 第 3 5 条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 2 条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。
- 第 3 6 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。
- 第 3 7 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第 8 章 雑則

- 第 3 8 条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。
- 第 3 9 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

指 第 3 9 号
平成 1 0 年 7 月 6 日
平成 1 6 年 3 月 1 日
一部改正

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省健康政策局指導課長

特別医療法人に係る定款変更等の申請について

標記については、平成 1 0 年 7 月 6 日付け健政発第 8 0 2 号厚生省健康政策局長通知「特別医療法人について」により行われているところであるが、この具体的取扱いについては、局長通知に定めるもののほか、左記のとおり取り扱われたい。

記

第 1 医療施設について（規則第 3 0 条の 3 5 第 1 項第 2 号関係）

局長通知第 2 の 2 の(1) から までに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。

1 規則第 3 0 条の 3 5 第 1 項第 2 号イ関係

「専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

(2) 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

2 規則第30条の35第1項第2号口関係

「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

(1) リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

(2) リハビリテーションの診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

3 規則第30条の35第1項第2号ハ関係

「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、地域において救急患者の診療を担当する救急告示病院若しくは救急告示診療所、休日夜間急患センター若しくは在宅当番医制を担当する初期救急医療機関、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設又は救命救急センター等のいわゆる第三次救急医療施設に該当する医療機関で、実質的に当該地域の救急医療体制において不可欠な機能を有するものに係る専ら救急診療用として確保される病床をいうものであること。

4 規則第30条の35第1項第2号ニ関係

「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の

診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる老年痴呆、脳血管性痴呆、初老期痴呆等品質性精神障害の他、精神分裂病様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。

なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性痴呆疾患治療病棟及び老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性痴呆疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、精神薄弱、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

5 規則第30条の35第1項第2号ホ関係

「治療方法の確立していない疾病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療並びに調査研究に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

6 規則第30条の35第1項第2号ヘ関係

「小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であって、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床」とは、小児慢性特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、養護学校等の施設が隣接している等学校教育を受けることのできる病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

7 規則第30条の35第1項第2号ト関係

「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室等の体制を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

8 規則第30条の35第1項第2号チ関係

「専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関しその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

9 規則第30条の35第1項第2号リ関係

「病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 病院又は診療所の開放化に関し、地域保健医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づく病院又は診療所の当該機能に係る病床であること。
- (2) 当該病院又は診療所の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが利用できることとされていること。

第2 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号関係）

- 1 その法人の診療報酬の額が「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。
- 2 その他の診療報酬額について
自費患者に対し請求する金額は、次に掲げるもののほか、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。
 - (1) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
 - (2) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性に鑑み、適正、妥当と認められる額
 - (3) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

3 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

(2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定により政府が行う健康診査

(3) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定により保険者が行う健康診査

(4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(7) 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 2 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 4 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(8) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査

(9) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断

(10) 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第 21 条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査

第 3 特別利益の供与について（規則第 30 条の 35 第 1 項第 5 号関係）

1 医師等に対する給与について

医師等に対する給与については、役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、

賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が3,600万円を超えることはできない。

第4 医療法人の組織及び運営について（局長通知第2の6関係）

1 役員等の構成関係

(1) 評議員は、寄附行為又は定款において、役員とする必要はないこと。

(2) 役員の選任については、寄附行為者又はその者と特別な関係にある者と直接関係にあるような者（例えば寄附行為者の親族等で一定の姓を名乗る者又は寄附行為者等が指定する者等）を役員に充てるものである旨が寄附行為又は定款に規定されていないことを要するものであるが、その法人の経営する病院の院長、医師、看護師、事務長等特定の職にある不特定の者が役員となることを否定するものではないこと。

2 役員会及び評議員会の運営関係

役員会及び評議員会の運営については、あらかじめ通知のあった事項について、書面による出席又は議決は、局長通知第2の6の(1)又は(2)に定める出席又は議決と認めて差し支えないこと。ただし、役員については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適当であると認められないこととなるので留意すること。

第5 定款変更等の具体的手順について

特別医療法人に係る法第44条又は第50条の規定による医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可の申請に当たっては、持分請求権の放棄についての出資社員全員及び役員の同意を経、規則及び局長通知に定める承認要件の充足を行った上で申請を行い都道府県主管部局の審査を受けるとともに、申請に先立ち、適宜、都道府県主管部局（局長通知第4の3に該当する場合にあっては都道府県主管部局及び税務当局）との事前協議を行うよう、申請者に対して指導するものとする。

第6 その他

特別医療法人に係る申請書等を別紙1から別紙5までのとおり、収益業務に係る法第51条第1項の届出の書式を別紙6のとおり定めることとするほか、規則第31条又は第32条に定める申請書及び書類については、従前の例のとおり取り扱って差し支えないものとする。

(様式 1)

平成 年 月 日

都道府県知事 (厚生労働大臣)

住 所

医療法人

会設立代表者

印

電 話 ()

特 別 医 療 法 人 設 立 認 可 申 請 書

標記について、医療法第 4 4 条第 1 項及び同法施行規則第 3 1 条の規定に基づき、
別添関係書類を添えて申請します。

添付書類

当該医療法人の資産の総額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額以上の自己資本を有している
ことを証する書類 (病院又は介護老人保健施設を開設しない医療法人については不要)

(注) 1 . 住所は設立代表者の個人住所である。

2 . 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 判とする。

3 . 添付書類については従前の申請書等のほか、別紙様式 1 から 4 についても併せて提出すること。

(様式 2)

平成 年 月 日

都道府県知事 (厚生労働大臣)

主たる事務所の所在地

医療法人

会

理 事

印

特別医療法人に係る定款変更 (寄附行為) 変更認可申請書

本法人の定款 (寄附行為) の一部を変更したいので、医療法第 5 0 条及び同法施行規則第 3 2 条の規定に基づき申請します。

添付書類

当該医療法人の資産の総額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額以上の自己資本を有していることを証する書類 (病院又は介護老人保健施設を開設しない医療法人については不要)

(注) 1 . 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 判とする。

2 . 添付書類については従前の申請書等のほか、別紙様式 1 から 4 についても併せて提出すること。

別紙 2 (別紙様式 1)

申請者の医療施設の明細表

病院(診療所)名

左の所在地

管轄保健所名

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
-----	---	---	---	---	---	---

2 敷地の明細

総面積	坪 (m ²)	内借地の面積	坪 (m ²)	内自地の面積	坪 (m ²)	左の内現物出資の土地	坪 (m ²)
-----	----------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	------------	----------------------

3 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家借家の別	用途の区分	用途の面積	室 数	備 考
		坪 (m ²)			坪 (m ²)		

- (注)
- 1

「区分」欄には、建物の病棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第一外来診療棟、第1病棟棟)を記載すること。
- 2

「構造の要件」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載すること。
- 3

「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- 4

「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、病室、診療室、手術室、調剤室、研究室、事務室、看護師宿舎等)を記載すること。
- 5

「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。
- 6

「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。
- 7

建物の配置図があるときは添付すること。

4 主要医療器械器具の明細

品名	区分	点 数	単 価	規 格	用 途	自、借の別	購入、寄附の別	備 考

- (注) 1 医療機械器具のうち主要なものを記載すること。
- 2 「備考」欄には、その医療器械器具を使用する診療科目を記載すること。

5 患者収容定員の明細

(1) 患者収容定員の明細

一 般		結 核		精 神		伝 染		計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

- (注) 医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」を記載すること。
- (2) 規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号に定める病床の明細書 (局長通知第 2 の 2 の (1) の 参照のこと)

病院 (診療所)

病床種別	病床数

病院 (診療所)

病床種別	病床数

病院 (診療所)

病床種別	病床数

病院 (診療所)

病床種別	病床数

- (3) 告示 (平成 1 5 年第 3 6 0 号) に定める医療施設の種別 (局長通知第 2 の 2 の (1) の 参照のこと)

(注) 要件を満たしている医療施設であることを証する書類を添付すること。

6 救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 2 条の規定に基づき、救急病院 (診療所) である旨の告示を受けているか否か。(いずれか一方を○で囲むこと)

- (1) 指定告示を受けている。(指定告示年月日平成 年 月 日)
- (2) 指定告示を受けていない。

7 その他公益の増進に著しく寄与する事業 (局長通知第 2 の 2 の (2) を参照のこと)

申請者の役員、評議員に関する明細表

1 役員の明細

区分 氏名	役職名	生年月日	最終卒業 学校名	卒業 年月日	給与月額	前年度(平成 年度) の給与支給総額	設立者又は他の役員 と親族等の関係があ る場合はその関係	理事又は監事 の選任の資格	職業

- (注) 1 申請時の役員の全員について記載すること。
- 2 「給与月額」欄及び「前年度(平成 年度)の給与支給総額」欄には、法人が役員としての報酬を支給している場合にはその報酬の額を記載すること。なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めないのので役員としての報酬の額のみを記載すること。
- 3 「理事又は監事の選任の資格」欄には、その法人の寄附行為(又は定款)に規定している該当条項(例えば「第〇〇条第〇号該当」のように記載する。)を明記すること。
- 4 「職業」欄には、役員の職業をできる限り具体的に(例えば 会社社長、〇〇販売業等)を記載すること。

2 評議員の明細

区分 氏名	役職名	生年月日	最終卒業 学校名	卒業 年月日	給与月額	前年度(平成 年度) の給与支給総額	設立者又は他の役員 と親族等の関係があ る場合はその関係	理事又は監事 の選任の資格	職業

- (注) 1 申請時の評議員の全員について記載すること。
- 2 「給与月額」欄及び「前年度(平成 年度)の給与支給総額」欄には、法人が評議員としての報酬を支給している場合にはその報酬の額を記載すること。なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めないで評議員としての報酬の額のみを記載すること。
- 3 「評議員の選任の資格」欄には、その法人の寄附行為(又は定款)に規定している該当条項(例えば「第〇〇条第〇号該当」のように記載する。)を明記すること。
- 4 「職業」欄には、評議員の職業をできる限り具体的に(例えば 会社社長、〇〇販売業等)を記載すること。

申請者の従業員に関する明細表

1 職種別従業員数の明細

病院(診療所) 名

職種	医師	歯科医師	薬剤師	線技師 診療放射	士 歯科技工	衛生検査 技師	士 歯科衛生	看護師	助産師	栄養士	事務職員	調理師	その他			計
定員																
実人員																
うち役員等及び 役員等の親族等 の関係者の人員																

(注) 申請時の員数を記載すること。

2 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員(法人の業務に従事する全医師を含め表示すること)

区分 氏名	担当の 職務内容	生年月日	就職 年月日	常勤又は 非常勤の別	給与月(日)額	前年度(平成 年度) の給与支給総額	設立者役員若しくは評 議員又は社員との関係	備考

- (注) 1 申請時の従業員のうち、法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者と親族等の関係がある者についてのみ記載すること。
- 2 「給与月(日)額」及び「前年度(平成 年度)の給与支給総額」欄には、その者が役員又は評議員となっている場合には、役員又は評議員としての報酬の額を含めないで、従業員としての給与の額のみを記載すること。
- 3 「設立者、役員若しくは評議員又は社員との関係」欄には、その者が理事長であれば、「理事長」と、理事長の妻であれば「理事何某の妻」と記載すること。

3 年間給与支給総額が 3,600 万円を超える者の明細書

氏名 生年月日	資格年齢	役付名	○年度給与支給総額	○年度給与支給予定額 (3,600 万円以下に限る。)

- (注)
- 1 資格年齢の欄には、医師等特別な資格を必要とする職務である者については、その資格取得後の年数、その他の者については、その年齢を記載すること。
 - 2 役付の欄には、院長、婦長及び事務長等の病院における職務を記載すること。
 - 3 給与支給総額には、全ての手当等の金額が含まれる。

申請者の経理等に関する明細表

1 診療収入の明細

(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

病院(診療所)名	区分	患者延べ人数	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 自由診療 計	人	円	円	円	%
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 自由診療 計	人	円	円	円	%
	社会保険診療 労災保険診療 健康診査 自由診療 計	人	円	円	円	%

(注) 1 前年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請の時までの時間)の診療についての病院(診療所)の別に記載すること。

2 診療収入について自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か記載すること。

(1) 同一基準による [いずれ一方を○で囲み、(2)の場合はその報酬]

(2) 同一基準によらない。 [基準の概要を記載した書類を添付すること。]

2 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	老人保健法	円
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	

3 法人の特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の 年月日	利率	年間の支払 利息額	担保の種類及 び数量	債権者と法人の設立者、役員、 評議員又は社員との関係

- (注) 1 借入金のうち、法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者と親族等の関係がある者からの借入金についてのみ記載すること。
- 2 この表の記載は、債権者の異なるごとに借入金額の大きいものから順に記載すること。
- 3 借入金現在高は、前年度の末日(新設法人の第1回事業年度にあつては、申請日)現在の金額を記載すること。
- 4 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

4 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の 年月日	利率	年間の受取 利息額	担保の種類及 び数量	貸付先と法人の設立者、役員、 評議員又は社員との関係

- (注) 1 貸付金のうち、法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者と親族等の関係のある者に対する貸付金についてのみ記載すること。
- 2 この表の記載は、貸付先の異なるごとに貸付金額の大きいものから記載すること。
- 3 貸付金現在高は、前年度の末日(新設法人の第1回事業年度にあつては申請日)現在の金額を記載すること。
- 4 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

5 法人の特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名	物件名	地目、構造、 規格等	面積 数量	用途	借用年月 日	借用期限	賃借料	貸主と法人の設立者、役員、評議 員又は社員との関係	備考

- (注) 1 法人が前年度の末日(新設法人の第1回事業年度にあつては申請日)現在において、法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者と親族等の関係がある者から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借(無償で使用している場合を含む。)している場合に記載すること。
- 2 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

6 法人の特殊関係者に対する貸与物件の明細

使用者の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途	貸与年月日	貸与期限	賃借料	使用者と法人の設立者、役員、評議員又は社員との関係	備考

(注) 1 法人が前年度の末日(新設法人の第1回事業年度にあつては申請日)現在において、法人の設立者、役員、評議員若しくは社員又はこれらの者と親族関係がある者に対して土地、建物等の物件を賃貸(無償で使用させている場合を含む。)している場合に記載すること。

2 「備考」欄には、賃貸に際し、権利金、敷金の受取の有無及びその受取金額を記載すること。

7 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡先と法人の設立者、役員、評議員又は社員との関係

(注) 1 前々々年度開始の日から申請の日までの期間内において、法人の設立者、役員、評議員又は社員(譲渡時に役員、評議員又は社員であつたものを含む。)及びこれらと親族等の関係がある者に対して、法人の土地、建物、医療機器等の主要資産の譲渡がある場合に記載すること。

2 「譲渡先と法人の設立者、役員、評議員又は社員との関係」欄には、譲渡の相手方が理事長であれば「理事長」と理事の妻であれば「理事何其の妻」と記載すること。

8 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量	譲受年月日	譲受価格	譲受先と法人の設立者、役員、評議員又は社員との関係

(注) 1 前々々年度開始の日から申請の時までの期限内において、法人の設立者、役員、評議員又は社員(譲受時に役員、評議員又は社員であつたものを含む。)及びこれらと親族等の関係がある者から、法人に対して土地、建物、医療機器等の主要資産の譲受がある場合に記載すること。

2 「譲受先と法人の設立者、役員、評議員又は社員との関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の妻であれば「理事何其の妻」と記載すること。

9 附帯業務の明細

事業の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益（損失）額
	円	円	円

(注) 1 附帯業務には、寄附行為(又は定款)に記載されている附帯事業のほか、売店等の附随業務も記載すること。

2 前年度の決算額(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請の時までの期間の仮決算額)により記載すること。

1 0 収益事業にかかる事業概要及び運営方法

事業区分	事業概要	運営方法	年間収入金額 円	年間経費額 円	差引利益（損失）額 円

- (注) 1 事業概要、運営方法については具体的に記載すること。
 2 それぞれの行う業務に係る関係法令に基づく、許可書、届出書等を参考に添付すること。

別紙 6

(様式 1)

損益計算書(〇〇事業)

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

法人名

施設名

所在地

(単位：千円)

医療法人整理番号				医療施設整理番号			
収益				費用			
科目		金額		科目		金額	
事業収入				事業費用			
売上高				給与費			
その他の事業収入				常勤者給与			
				非常勤給与			
				仕入高			
				減価償却費			
				その他費用			
				事業利益(事業損失)			
事業外収益				事業外費用			
受取利息				支払利息			
その他事業外費用				その他事業外費用			
				経常利益(経常損失)			
特別利益				特別損失			
				税引前当期純利益			
				(税引前当期順損失)			

- (注) 1 この表は実施している収益事業ごとに記入すること。
- 2 ただし、各科目において、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理すること。
- 3 は記入しないこと。

(様式 2)

損益計算書(〇〇事業)

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

法人名

施設名

所在地

医療法人整理番号					医療施設整理番号									
					費用									
資産勘定					負債勘定									
科目		金額			科目		金額							
流動資産					流動負債									
現金・預金・有価証券					支払手形									
売掛金					買掛金									
短期貸付金					短期借入金									
その他の流動資産					その他の流動負債									
固定資産					固定負債									
有形固定資産					長期借入金									
土地					長期未払金									
建物					退職給与引当金									
機械及び装置					その他の固定負債									
その他の有形固定資産					負債合計									
無形固定資産					資本勘定									
その他の資産					資本金									
繰延資産					資本余剰金									
					その他の余剰金									
資産合計					資本合計									

- (注) 1 この表は実施している収益事業ごとに記入すること。
- 2 ただし、各科目において、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理すること。
- 3 は記入しないこと。